



平成18年5月16日

各位

会社名 イハラサイエンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中野琢雄  
所在地 東京都品川区大井 4-13-17  
(JASDAQコード番号 5999)  
問合せ先 取締役経営統轄室長 宮川 弘  
TEL (03)5742-2701

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月20日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

新たに導入される招集通知参考書類等の一部インターネットの開示制度(第16条)、取締役の決議の省略(第25条)、取締役会決議による剰余金の配当制度(第38条)、社外取締役の責任限定契約(第28条)、社外監査役の責任限定契約(第36条)を採用し、また単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する規定(第9条)を設置するための所要の変更を行うものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

(2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を変更及び追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

以上

# 別紙

(下線部分が変更箇所です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、イハラサイエンス株式会社と称し、英文ではIHARA SCIENCE CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 高压配管用ならびに特殊配管用継手、バルブ類の製造および販売</p> <p>2. 高压配管用ならびに特殊配管用機器および配管に付属する機器類の製造および販売</p> <p>3. 高压配管工事ならびに機械器具設置工事の設計、施工および請負</p> <p>4. 前各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、イハラサイエンス株式会社と称し、英文ではIHARA SCIENCE CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 配管用継手、バルブ類の製造および販売</p> <p>2. 配管用機器および配管に付属する機器類の製造および販売</p> <p>3. 配管工事ならびに機械器具設置工事の設計、施工および請負</p> <p>4. 配管システムならびに配管システムを構成する部材等の設計、製造および販売</p> <p>5. 前各号に定めた業務で他人の配管に関する業務の指導、人材派遣および投資</p> <p>6. 前各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>— 取締役会</p> <p>— 監査役</p> <p>— 監査役会</p> <p>— 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、5,600万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(端株原簿への不記載) 第8条 当社は、1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載または記録しない。</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 — 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 — 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 — 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削除)</p> <p>(端株原簿への不記載) 第10条 当社は、1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載または記録しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とする事ができる。</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を行使することができる株主1名に限り委任することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任および解任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、<u>解任決議は本定款第17条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) 平成16年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する取締役の任期については、第18条中「就任後1年内」とあるを「就任後2年内」と読み替えるものとする。なお、本附則は平成16年3月期の定時株主総会終結前に在任する取締役が全員退任した時をもって削除する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は取締役会の決議により選任する。 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名ならびに専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、互選により常勤監査役を選任する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 <u>当社は会社法第427条第1項により、社外取締役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額はあらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役会の招集通知 )  第29条 監査役会の招集通知は、会  日の3日前までに各監査役に対し  て発するものとする。ただし、緊  急の場合は、この期間を短縮する  ことができる。  監査役全員の同意があるとき  は、招集の手続を経ないで監査役  会を開くことができる。  ( 監査役会の決議方法 )  第30条 監査役会の決議は、法令に  別段の定めのある場合を除き、監  査役の過半数をもってこれを  行う。  ( 監査役会規則 )  第31条 監査役会に関する事項は、  法令または定款に定めるもののほ  か、監査役会において定める監査  役会規則による。  ( 報酬および退職慰労金 )  第32条 監査役の報酬および退職慰  労金は、株主総会の決議により定  める。  ( 新設 )</p>	<p>( 監査役会の招集通知 )  第33条 監査役会の招集通知は、会  日の3日前までに各監査役に対し  て発するものとする。ただし、緊  急の場合は、この期間を短縮する  ことができる。  監査役全員の同意があるとき  は、招集の手続を経ないで監査役  会を開催することができる。  ( 監査役会の決議方法 )  ( 削除 )  ( 監査役会規則 )  第34条 監査役会に関する事項は、  法令または定款に定めるもののほ  か、監査役会において定める監査  役会規則による。  ( 報酬等 )  第35条 監査役の報酬等は、株主総  会の決議によって定める。  ( 社外監査役との責任限定契約 )  第36条 当社は、会社法第427条第  1項の規定により、社外監査役と  の間に、任務を怠ったことによる  損害賠償責任を限定する契約を締  結することができる。但し、当該  契約に基づく責任の限度額は、あ  らかじめ定めた金額又は法令が規  定する額のいずれか高い額とす  る。</p>
<p>第 6 章 計 算  ( 営業年度および決算期 )  第33条 当社の営業年度は、毎年  4月1日から翌年3月31日までと  し、その末日をもって決算期とす  る。</p>	<p>第 6 章 計 算  ( 事業年度 )  第37条 当社の事業年度は、毎年  4月1日から翌年3月31日までの  1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(利益の配当) 第34条 株主配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間) 第35条 株式配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当金の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>— 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>